「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定基準（案）

１　資格要件

　「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。

1. 大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること
2. 府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること
3. 就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）か

らジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること

２　専門要件

　前項の資格要件をすべて満たしている場合に、専門要件について下表により評価し、評価合計点が10点以上に達した場合に、「障害者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。

　ただし、評価方針に掲げた項目のうち１項目でも評価されないもの（０点のもの）がある場合には、評価点合計が10点以上であっても認定しない。

表－１（障がい者分野）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方針 | 評価項目 | 点数 |
| 就労（３点） | 独自に一般就労への就職率の目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職率を実現している | ・就職率の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施している：１点・上記の結果、就職率の実績が、25％以上：１点を加点する30％以上：２点を加点する |
| 地域連携、職場定着（３点） | 障害者就業・生活支援センターや就労系福祉サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所）等、地域の支援機関とのネットワークや協力体制を築き、送り出した就職者の職場定着を支援している | ・支援機関との協力ネットワーク体制を築いている：１点・上記に加え、１年後の職場定着率が、70％以上：１点を加点する80％以上：１点を加点する |
| 職場定着に係る先駆的な取組み（３点） | 職場定着を促進するための先駆的な取組みを行っている | 先駆性が認められる場合、内容に応じて評価する（１～３点） |
| 事業主等への支援を通じた障がい者雇用・就労の促進（３点） | 上記の取組みにとどまらず、事業主や産業界への支援を行い、職域開拓等、障がい者の雇用・就労を促進している | 事業主等への支援を行っている場合、内容に応じて評価する（１～３点） |
| 「行政の福祉化」を踏まえた取組み等（３点） | 府が進める「行政の福祉化」（注）の取組みについての府民の理解を得るための活動を行っている* 上記に加えて、府が進める「行政の福祉化」を踏まえて、独自に実施している取組みやアピールポイントがあれば、評価する
 | 関係する活動等を行っている場合、その内容に応じて評価する（１～３点） |

（注）「行政の福祉化」とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組み。